

大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項

1 公共の利益となる事業について

近年大都市地域において土地利用が高度化・複雑化している状況を考えると、大深度地下は大都市地域に残された貴重な公共的空間であり、また、いったん設置した施設の撤去が困難である等の特性を有するため、大深度地下を使用する事業は公益上の必要があるものでなければならない。その公益性の考え方は以下のとおりである。

(1) 社会資本の効率的・効果的整備

法に基づき大深度地下を使用する事業については、大深度地下を使用することにより、権利調整期間の短縮化、合理的なルートを選択、円滑な事業の実施、用地費の低減、騒音・振動の軽減等による居住環境への影響の低減、耐震性の確保等を図ることができ、良質な社会資本の効率的・効果的整備に資することとなるものである必要がある。

また、大深度地下を使用する社会資本整備事業は、国土の利用と深く関わるものであることから、全国総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道等の施設に関する国の計画との調和を図る必要があるとともに、今後の社会的ニーズや需要動向をも含めた評価を踏まえたものでなければならない。

(2) 大深度地下を活用した地上の都市空間の再生

単に良質な社会資本の効率的・効果的整備という観点だけではなく、大深度地下を活用して地上の都市空間を再生させるという観点から、地上にある施設を地下化することにより、地上をゆとりある空間として、緑、せせらぎを取り戻し、都市の美観・環境を回復するとともに、安全な歩行者空間の創出、防災空間を形成する等、質の高い都市生活の実現を目指していく必要がある。

今後、大都市地域においては、比較的早期に整備された社会資本の機能の陳腐化、老朽化が見込まれることから、既存施設の更新等にあわせて大深度地下を活用した都市基盤の整備を図ることが考えられ、国、地方公共団体、事業者は、地域・住民と連携して、都市の再生のための大深度地下

の活用について検討を進めていく必要がある。

2 事業の円滑な遂行のための方策

(1) 事業に係る説明責任

事業に対する国民への説明責任(アカウンタビリティ)を果たすため、事業の構想・計画段階から、事業者は、住民等に対して関係する情報の公開等を行うとともに、大深度地下の使用の認可申請を行った場合には、必要に応じ、説明会の開催等により住民への周知措置を適切に行うことが必要である。

大深度地下の使用の認可を行う国土交通大臣又は都道府県知事は、事業区域にある既存物件の移転又は除却が多数必要となる等事業の内容等に照らし必要があると認める場合には、法第19条に基づき事業者に対し説明会の開催等を求めるとともに、利害関係者から公聴会を開催すべき旨の請求があった場合等必要があると認める場合には、公聴会の開催等により広く意見を求めることとする。

(2) 地上・浅深度地下の施設との調整

大深度地下の特性、用途によっては、地上及び浅深度地下の施設との適切なアクセスを確保することが、事業が十分に機能するために重要であり、事業者と地上及び浅深度地下の施設管理者間で、地上及び浅深度地下の施設の機能を阻害することのないよう十分留意した上で、アクセスの確保について調整を図る必要がある。

また、大深度地下の事業と地上及び浅深度地下の事業との間で相互に支障が生じないようにすることも重要であり、事業者等においては、大深度地下使用協議会等を活用して、早い段階から相互に連携調整を図り、円滑な準備を行うことが必要である。

(3) 土地収用制度等との連携

1) 土地収用制度

大深度地下とともに地上又は浅深度地下を使用する事業については、地上又は浅深度地下の使用も確実に担保される必要があるため、事業者

は、土地収用制度等他の制度の適切な活用も視野に入れつつ、地上及び浅深度地下の部分の確実な用地取得、使用権取得に努めなければならない。

国土交通大臣又は都道府県知事は、地上及び浅深度地下部分の使用権等の取得の見込みを考慮して大深度地下の使用の認可を行うとともに、土地収用法（昭和26年法律第219号）による事業認定が必要な場合には、大深度地下の使用認可と土地収用法に基づく事業認定の時期の整合をとる等、土地収用制度との間で運用面での連携を図る必要がある。

2) 都市計画制度

大深度地下とともに地上又は浅深度地下を使用する事業については、必要に応じて地上又は浅深度地下における合意形成や計画調整を図るためにも、都市計画制度を活用し、事業の円滑な実施を図ることが必要である。

大深度地下を使用する施設のうち都市計画として定める施設については、事業の構想段階から、都市計画策定手続と大深度地下使用協議会での調整との間で連携を図り、施設の整備が円滑に行われるよう努めることが必要である。

都市計画に定められた施設に関する事業については、国土交通大臣又は都道府県知事は、都市計画に適合して使用の認可を行う必要がある。

また、大深度地下を使用する施設を都市計画として定める場合においては、立体的な範囲を都市計画に定めることが望ましい。

(4) その他

1) 損害賠償

事業の実施に当たり、事前に井戸枯れ等の損害の発生が確実に预见される場合には、事業者は、あらかじめ損害賠償金の支払いを行うとともに、損害が発生した場合には適切な対応を行う必要がある。

2) 事業区域の原状回復

事業者は、事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、砂等で埋め戻すことにより遅滞なく原状に復すこととする。原状回復が困難な場合には、当該事業区域又はその周辺における安全の確保若しくは環境の保全のため必要な措置をとらなければならない。

また、当該措置が行われなかった場合には、行政代執行法の手続によ

り、原状回復を求めていくこととする。